

消費者機構日本 ニュースレター

第102号



★ ~本号の目次~

1. 第10回通常総会および記念講演会の報告
2. 消費者志向経営セミナー「新任担当者向け消費者法制の基礎セミナー」のご案内
3. フィットネスクラブ3社に対する是正事例をホームページにアップしました。
4. 全国の適格消費者団体（11団体）のホームページ公表状況（5月、6月分）

★ 1. 第10回通常総会および記念講演会の報告

【第10回通常総会の報告】

消費者機構日本は、第10回通常総会を2014年6月14日に開催いたしました。

総会の開催に先立ち、昨年11月に当機構の初代会長 根來泰周様のご逝去されたことをご報告し、当機構の設立以来5年間会長としてご指導いただいたことに感謝申し上げますとともに、ご冥福をお祈りし、黙祷をささげました。

その後、総会を開会しました。第10回通常総会では、2013年度の事業報告・決算と、役員全員の再任が承認されました。そして、2014年度の事業計画と予算の報告を行いました。第10回通常総会の開催概要は以下のとおりです。

- I. 日 時 2014年6月14日（土） 13時00分から13時52分
- II. 場 所 東京都千代田区麹町5-6 弘済会館4階「蘭」
- III. 参加者 出席表決権総数 109
(実出席表決権数 35、委任状表決権数 4、書面表決権数 70)
※表決権総数 132 の過半数を大幅に超え、総会は成立
- IV. 議題 <審議事項>
 - 第1号議案 2013年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 2013年度決算承認の件
 - 第3号議案 役員選任の件<報告事項>
 1. 2014年度事業計画
 2. 2014年度予算
- V. 議事の経過の概要及び議決の結果

冒頭に狩野拓夫副理事長が13時00分現在の出席状況（表決権総数132個のうち出席表決権総数が101個）を報告、定款第31条の要件を充足したため総会の成立と開会を宣言しました。そして、定款第30条に基づく議長発議を行い、芳賀唯史理事長が議長に就任しました。

続いて、青山佾会長より下記概要の挨拶の後、議長より定款第 34 条に基づく議事録署名人として個人正会員の小田川和恵氏を提案し、異議なく承認され、議事に入りました。

<青山会長のあいさつ>

10 回目の通常総会を迎えることができた。消費者契約法は、消費者と事業者の情報力、交渉力格差を認めた画期的法律であり、その考え方に基づいて活動を積み重ねてきた。その結果、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度が成立した。みなさんの活動の成果である。東京都庁では昭和 49 年、消費者被害救済支援制度を都の消費生活対策審議会が答申した。それから 40 年で、国の制度となってきた。制度施行まで 3 年かかる。使い勝手の良い制度にしていく必要がある。都の消対審でも適格消費者団体支援が諮問されている。これらの動きをより確かなものにしていくため、会員の皆様のお力添えをお願いしたい。



1. 議案の提案

議案書に基づき、磯辺浩一専務理事より、概要以下の提案が、そして伊野瀬十三監事より監査報告が行われました。

(1) 第 1 号議案 2013 年度事業報告承認の件

2013 年度は、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の制定のための取り組みと同制度の活用準備を課題として掲げていたところ、同制度に関する法案は、昨年末ようやく成立したものであるため、当機構の制度活用準備については、2014 年度以降の課題となる。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめた。

裁判外の取り組みについて、新たな申入れは 12 件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善等された事案を 8 件公表し、設立以来の累計では、60 件が是正された。

検討体制については、3 つのワーキンググループと事案別の検討チームがあり、後者については 2013 年度末現在 5 チームが活動中である。

政策提言活動については、冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方研究会、標準旅行業約款見直し検討会など省庁主催の検討会等へ参加して意見を述べるとともに、パブリックコメントや業界団体へも意見を提出している。

2013 年度は、消費者庁からの受託事業があり、差し止め請求事例集を作成するとともに、全国 9 か所で啓発セミナーを開催した。

また、適格消費者団体の認定更新の時期であったため、更新認定を受けた。

(2) 第 2 号議案 2013 年度決算承認の件

法令改正により、2012 年度から収支計算書から活動計算書に変更された。

正式な決算書は、活動計算書であるが、対照しやすいよう収支計算書も作成している。

消費者庁から受託した事業については、受託事業収入として計上し、費用については、特定非営利活動の「(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業」に区分した。収益事業として税務申告が必要であるが、「税引前当期正味財産増減額」は、マイナスであるため、法人税の納税義務は発生しない。都民税の均等割 (70,000 円) については納税が必要となるため、未払い金に計上してある。

事務人件費・賃借料・印刷費 (コピー代)・福利厚生費 (年金・健康保険料・通勤交通費代・

健康診断料)の事業費と管理費への区分について別冊 [資料 3]の基準で区分した。また、事業費に区分した上記各費用については、業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。

議案書のとおり、2013 年度末当期経常増減額は 3,553,690 円の増となった。

(3) 監査報告

第 1 号議案、第 2 号議案提案の後、伊野瀬十三監事より、理事の業務執行は適正に行われ、日常の会計処理も適正で、決算諸表は正確に作成されている旨の監査報告が行われました。そして、監査意見として以下の 2 点の指摘がありました。

- ① 行政による差止請求成果活用の委託事業が実施され、2013 年度は事業を受託することができた。引き続き、積極的に事業を受託していくことが必要である。
- ② 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の担い手となることを目指し、組織・財政基盤の強化策が確立されることを期待する。

(4) 第 3 号議案 役員選任の件

理事 20 名、監事 2 名は、第 10 回通常総会終結時をもって、全員任期が満了となることから、理事 20 名、監事 2 名の選任（全員再任）が、下記一覧のとおり提案されました。

・理事候補者（敬称略・五十音順）

氏名	役職・経歴
青山 侑	明治大学公共政策大学院教授 元東京都副知事
磯辺 浩一	事務局
伊藤 健一	(一財)日本消費者協会 教育啓発部長
岩田 修	弁護士
大富 直輝	司法書士
大谷 聖子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者相談室副室長
狩野 拓夫	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 最高顧問
河野 康子	(一社)全国消費者団体連絡会 共同代表・事務局長
後藤 卷則	早稲田大学大学院法務研究科 教授
佐伯 美智子	(一財)日本消費者協会 専務理事
佐々木 幸孝	弁護士
瀬戸 和宏	弁護士
中野 和子	弁護士
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局次長
芳賀 唯史	日本生活協同組合連合会 参与
松岡 萬里野 (長見)	(一財)日本消費者協会 理事長
宮城 朗	弁護士
矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
山内 明子	日本生活協同組合連合会 執行役員組織推進本部長
唯根 妙子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事

・監事候補者（敬称略・五十音順）

氏 名	役 職・経 歴
稲村 厚	司法書士
伊野瀬十三	東京都生活協同組合連合会 会長理事

2. 議案の質疑

第 1 号議案及び第 2 号議案について、以下の 2 点について質問が述べられました。

- ① 消費者庁の受託事業が、どのように財政に貢献したのか。
- ② 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の活用に向けて財政的にどうする予定なのか説明を求める。

これに対し、磯辺専務理事から下記答弁がありました。

- ① 消費者庁の受託事業については、一般競争入札で落札した経緯もあり、事業収入と事業支出という点からみると、わずかな黒字にすぎない。ただ、受託事業のために新たに人を雇用することなく現体制で対応したので、受託事業に要した事務人件費分は、財政に貢献したといえる。
- ② 国が直接適格消費者団体へ財政支援をするのは難しいとのことである。地方消費者行政活性化基金については、地方公共団体による基金を活用しての事業を受託するということも考えられる。また新制度では、二段階目の手続きでは対象消費者から費用・報酬等を受けられることになっている。

上記答弁を受けて、以下の意見が述べられました。

景表法の不当表示について、課徴金制度を設けると聞いている。この課徴金を適格消費者団体へ交付するような意見を述べてはどうか。

以上の質疑をふまえ、青山会長から下記答弁が行われました。

一般補助金をもらうと、それに依存し経常化してしまう危険があり、そうすると補助金の交付元の意向に影響されてしまう危険がある。

自治体の業務委託を受けることも一つの選択肢である。また、寄付税制も大分充実してきている。これらを活用することも重要である。

特定の者の影響を受けないように、なるべく多角的に収入を得ることが重要で、特定の収入に依存しないようにしなければならないと考える。

第 3 号議案については質疑がありませんでした。

3. 議案の採決

議長より、13 時 25 分現在、表決権総数 132 個中、出席 35 個、書面議決 70 個、委任状 4 個の合計 109 個が出席し、定款第 31 条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入り、いずれの議案も賛成多数で可決・承認されました。

4. 報告事項の報告と質疑

磯辺浩一専務理事より、2014年5月8日に開催された第9回消費者機構日本理事会で確定した2014年度事業計画及び2014年度予算について報告が行われました。

(1) 2014年度事業計画

集団的消費者被害回復のための訴訟制度が2013年臨時国会での可決成立したため、同制度施行のための取り組みを多くの消費者団体と連携し、積極的に展開するとともに、同制度の活用準備を開始する。

また、引き続き差止請求関係の事業を確実にすすめる。

課題1 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度を活用するための準備を開始するとともに、特に財政基盤の強化に取り組みます。

課題2 消費者被害未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進します。

課題3 政策提言活動をすすめます。

課題4 広報活動や消費者団体との連携を強め、消費者団体訴訟制度、集団的消費者被害回復のための訴訟制度及び消費者機構日本への理解と支持を広げます。

(2) 2014年度予算

経常収入全体は、会費収入をほぼ昨年度実績並みと固く見込み、消費者庁の受託事業については、競争入札ということから落札を目指すのが確実ではないので収支とも計画には計上していない。本年度は当機構設立10周年を迎えるので、10周年記念事業のための予算を組んだことから、例年がない事業費がある。

(3) 報告事項の質疑は特にありませんでした。

Ⅶ. 議長の退任及び閉会挨拶

以上で全議事を終了し、議長退任の後、松岡萬里野副理事長からの閉会挨拶をもって、本総会を終了しました。

【記念講演会】

第10回通常総会後に総会記念講演会を開催しました。

この講演会では、差止請求事例集の解説ををしていただくとともに、昨年12月の臨時国会で可決成立した同法について制度の概要をご説明いただきました。

以下に、シンポジウムの概要と「質疑応答」での意見交換の概要についてご報告いたします。

1. 講演会の概要

- | | | |
|--------|---------------|---------------|
| 1. 日時 | 2014年6月14日(土) | 14時00分～17時00分 |
| 2. 会場 | 弘済会館 4階「蘭」 | |
| 3. 参加者 | 35名(事務局を含む) | |
| 4. 次第 | | |
| 【開会挨拶】 | 消費者機構日本 理事長 | 芳賀唯史 |
| 【総会報告】 | 消費者機構日本 専務理事 | 磯辺浩一 |

講演「消費者団体訴訟制度これまでの成果～差止請求事例集の解説～」

講師 消費者機構日本 専門委員 弁護士 本間 紀子 氏

講演「消費者裁判手続特例法の概要と同法施行に向けた準備」

講師 消費者庁消費者制度課 政策企画専門官 小田 典靖 氏

【閉会挨拶】 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一

消費者機構日本の芳賀唯史理事長の挨拶、次いで磯辺浩一専務理事から、第10回通常総会の開催状況と総会後の理事会で青山侑会長以下、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の全員が引き続き再任されたことを、シンポジウム参加者に簡潔にお伝えしました（通常総会の開催状況は省略しますので、詳しくは上記「総会報告」でご確認ください）。

引き続き第1講演として、当機構の専門委員である弁護士本間紀子氏から、「消費者団体訴訟制度これまでの成果～差止請求事例集の解説～」と題して、全国の適格消費者団体が取り組んできた差止請求の成果として出版された「消費者団体訴訟制度差止請求事例集 消費者庁平成26年3月」を活用して、消費者団体訴訟制度の概要と差止め請求の結果是正された事例が紹介されました。



弁護士 本間紀子氏



小田政務企画専門官

第2講演では、昨年12月に国会で可決・成立した「消費者裁判手続特例法」について、消費者庁消費者制度課政策企画専門官小田典靖氏から、説明資料に基づき、家電製品が発火する事例をあげて、解説いただきました。

同法は、消費者契約に関するものであることが前提とされているので（同法第3条）、家電製品が発火した場合の相手方は、その家電製品を製造したメーカーではなく、その家電製品を消費者に販売した者となるので、製造物責任法（PL法）とは異なること、家電製品が発火したことにより家が燃えてしまったり、火傷をしてしまったような拡大損害や人身損害はこの制度の対象とはならないことなどが解説されました。

2. 「質疑応答」での意見交換の概要

この新しい制度である「消費者裁判手続特例法」については、シンポジウム参加者の関心も高く、次の質疑がありました。

- Q. 製造物責任法の場合は、消費者側は欠陥の存在を証明すれば足り、製造者の故意・過失を立証する必要はないが、消費者裁判手続特例法では、瑕疵担保責任や債務不履行責任など、消費者側が事業者の故意・過失を立証しなければならないのか。
- A. 製造者であるメーカーと消費者との間に売買契約などの消費者契約がない場合には、相手方事業者は、メーカーではなく販売店になる。その場合の販売店の責任については、消費者側に立証責任があると解される。
- Q. この制度では、時効や対象消費者の範囲はどうなるのか。
- A. 取消権の行使を前提とする請求では、前提となる取消権は、消費者契約法第7条第1項で追認をすることができる時から6か月、契約締結時から5年で時効により消滅するため、取消権

が時効により消滅した消費者は救済されない例が出ると思う。

これは、この制度の問題ではなく消費者契約法の取消権の期間制限の問題である。

Q. 第二段階では、多くの消費者に通知や公告をするというが、事業者から資料を求める方法は何か考えているのか。

A. 届出債権の認否前と認否後に分けて、認否前には事業者が認否をするために特定適格消費者団体へ資料を求めることができるようにし、事業者が否認した場合は、特定適格消費者団体がその否認の是非を検討するために事業者へ資料を求めることができるようにするといった議論がなされている。

Q. 第二段階では1か月の不変期間というものがあるため、特定適格消費者団体の負担が大きいとうまく制度が活用できない懸念がある。

A. 現在、政令、府令、最高裁判所規則の制定といった作業が進められているが、1か月の不変期間にできる作業量を意識して検討しなければならないと考えている。

2. 消費者志向経営セミナー「新任担当者向け消費者法制の基礎セミナー」のご案内

○当機構では、来る7月29日（火）午後に「新任担当者向け消費者法制の基礎セミナー」と題した第18回消費者志向経営セミナーを開催いたします。

今回は、日頃消費者から相談を受けている消費生活相談員の方からの事業者の皆様への問題提起と、法律専門家からの消費者法制の沿革や消費者契約法を中心とした具体的な事例のご紹介をいたします。特に、お客様相談窓口等の顧客対応部門及び法務・コンプライアンス部門に今年配属された新任担当者の方々に、消費者から自分に期待されていることを知る機会を提供するとともに、自分の業務に必要な知識を習得する契機としてお役立ていただける内容といたしました。

本セミナーの具体的な日時、場所、講演内容、料金、お申込み方法等の詳細につきましては、本ニュースレターに添付のチラシをご参照ください。

3. フィットネスクラブ3社に対する是正事例をホームページにアップしました

～株式会社 THINK フィットネス（フィットネスクラブ・スポーツクラブ【ゴールドジム】運営会社）の会員規約、株式会社ティップネス（フィットネスクラブ等運営会社）の会則及び株式会社東急スポーツオアシス（フィットネスクラブ等運営会社）の施設利用規程の是正協議を各終了しました～

消費者機構日本は、各事業者が使用する会員規約、会則及び施設利用規程について、それぞれ下記のとおり申し入れを行いました。

- (1) 株式会社 THINK フィットネス（東京都江東区）に対しては、当該事業者が使用する会員規約にある①会費の不返還条項、②損害賠償免責条項、③諸規則の改定にかかる条項、及び④施設の全部又は一部の閉鎖時及び解散時の会費にかかる条項につき、是正を求めました。
- (2) 株式会社ティップネス（東京都港区）に対しては、当該事業者が使用する会則にある①損

害賠償免責条項、②休館時の会費の扱いに関する条項および③会則の改定にかかる条項につき、是正を求め、④退会を希望する場合は、会員本人が当該事業者の店舗で手続きをしないとできないとする条項につき、実際の運用について問い合わせをしました。

(3) 株式会社東急スポーツオアシス（東京都品川区）に対しては、当該事業者が使用する施設利用規程にある①損害賠償免責条項、②閉鎖又は施設の全部若しくは一部の利用制限時の会費にかかる条項及び③諸規則の改定にかかる条項につき、是正を求めました。

上記各申し入れの結果、当該各事業者から、申し入れ等の対象となった条項を改善するとの回答が得られたことから、是正協議を各終了しました。

詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。<http://www.coj.gr.jp/>

4. 全国の適格消費者団体(11 団体)のホームページ公表情報(5 月 1 日～6 月 30 日分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（11 団体）の 5 月 1 日～6 月 30 日間のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(5月1日～6月31日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	<ul style="list-style-type: none"> ■5月7日：創和プロジェクト(株)との協議報告を公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=280 ■5月16日：北海道ホームズこと株式会社 Nic から再回答書を受領しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=281 ■5月16日：(株)北日本システムから回答書が届きました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=282
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■5月2日：「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に対する意見書を提出しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/140502_01_01.pdf ■6月30日：『「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見書』を提出しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/140630_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■5月8日：商品先物取引の不招請勧誘禁止緩和に反対する意見を提出 http://www.coj.gr.jp/iken/topic_140507_01.html ■5月12日：株式会社 THINK フィットネス（フィットネスクラブ・スポーツクラブ【ゴールドジム】運営会社）の会則の是正協議を終了いたしました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140512_01.html ■5月19日：株式会社ティップネス（フィットネスクラブ等運営会社）の会則の是正協議を終了しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140519_01.html

	<p>■5月29日：株式会社東急スポーツオアシス（フィットネスクラブ等運営会社）の施設利用規程の是正協議を終了しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140520_01.html</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<p>■5月15日：平成26年4月30日、本協会では経済産業大臣、内閣府特命担当大臣等に対して、冠婚葬祭互助サービス契約に関する要望書を提出しました。 http://www.zenso.or.jp/files/H260430%20ieknscho%20kankansousai.pdf</p> <p>■5月15日：平成26年5月2日、本協会では、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣等に対し、「商品先物取引法の不招請勧誘禁止の適用除外の範囲を広げるような施行規則の改正に反対する」旨の意見書を提出しました。 http://www.zenso.or.jp/files/H260502%20ikensho%20shouhin sakimono.pdf</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■5月29日：キレナビ 再々申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/06/4c0481843b8be50a35c56295178989d5.pdf</p> <p>■5月29日：シッククリエーション再申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/06/91d3a19b9e2af9c9d948e4f539e9735e.pdf</p> <p>■5月29日：プライド・トゥー・ビー再申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/06/fad775b4cac9f3df9e3d14eddocc5db3.pdf</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>■6月25日：金融庁に「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に関する意見書を提出しました。 http://kccn.jp/data/ikensho/20140625ikenshokinyutyou.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■5月12日：貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対する差止訴訟の第5回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000451</p> <p>■5月16日：美術通信教育講座を運営する(株)講談社フエマスクールズ的美術通信教育講座契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000453</p> <p>■5月22日：健康食品販売事業者の(株)世田谷自然食品が提供する「グルコサミン+コンドロイチン」のテレビCMについての申入れ活動を終了しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000455</p> <p>■5月26日：「消費者基本計画」の見直しに対するパブリックコメントについて意見を提出しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000456</p> <p>■6月11日：NTT西日本の提供する「フレッツ光ネクスト隼」の広告表示について、要請書を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000458</p> <p>■6月19日：貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対する差止訴訟の第6回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000459</p> <p>■6月30日：金融庁に対して「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)の公表についてのパブリックコメントに対するKC's意見書を2014年6月27日に送付</p>

	<p>しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000462</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■5月13日：株式会社神戸新聞社から4月10日に届いた回答書について、質問書を発送しました http://hyogo-c-net.com/pdf/140513_ask_kobe.pdf</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■5月27日：株式会社L I X I L訴訟第7回期日の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/391 ■5月27日：株式会社日本セレモニー訴訟第9回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/394</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>■5月9日：北九州予備校の判決確定 http://oita-shohisyanet.jp/topics/20140509_01.html</p>



適格消費者団体
 特定非営利活動法人

消費者機構日本

発行人：芳賀唯史 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077